

令和 2 年 9 月 8 日 開 議

令和 2 年 阿 賀 町 議 会 9 月 定 例 会 議

行 政 報 告

令和2年阿賀町議会9月定例会議行政報告

令和2年阿賀町議会9月定例会議にあたり、貴重な時間をいただきまして、6月定例会議以降の行政報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げるところであります。

まずコロナ感染症対策についてであります。

先日、当町でのコロナウイルス陽性者が1人出たことはご承知のとおりであります。合わせて行われたPCR検査では、ご本人、ご家族、関係の方全員が「陰性」とのことでありましたので、まずは安堵いたしております。

「With(ウィズ)コロナの時代」といわれる中で、インフルエンザのように予防していても当たり前前にウイルスに感染する状況になることが想定されます。「第2波のピークは過ぎた」ともいわれていますが、全国的にはまだまだ蔓延している状況でもありますので、誰もが感染する可能性があることを念頭に「新しい生活様式」の徹底周知に努めてまいります。

特に最近問題になっているのは「感染者への誹謗中傷」についてであり、今回感染された方についても、実際にそうしたことがあったと耳にしております。いうまでもなく、不条理な誹謗中傷をされることのないよう更に積極的に住民への啓発に努めてまいります。

さて、7月28日と31日に連続して大雨に見舞われました。一時は昨年の台風19号のような大災害を危惧いたしましたでしたが、人的被害はゼロ、人家の被害も家屋裏の法面崩落が2件、床下浸水が4件と、大きな被害とならなかったことは不幸中の幸いでありました。ただ、町内での局地的な雨量が多かったことから、町道、農林道、農業用施設等の災害が多く発生しました。これにつきましても、今議会の補正予算に計上しておりますのであわせてご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、特別定額給付金事業、いわゆる10万円給付事業についてであります。去る5月7日から受付を開始し、対象世帯数4,522世帯、対象人口10,581人に対しまして、8月6日の申請〆切時点で、4,513世帯の受付を完了し、最終受付状況は99.8%に達しました。未申請の世帯は9件。そのうち行方不明が5件、申請辞退が4件となりました。高齢者世帯などで申請が困難な世帯についても、区長や民生委員の

皆様、介護・福祉事業等に関わっていただいている皆様や地域の皆様など、あらゆるネットワークから特段のご協力とご配慮を賜り、漏れなく給付金をお届けすることができ、事業を完了することができました。関係の皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。

次に子育て支援についてであります。

コロナ感染症対策の子育て支援につきましては、国の政策として子育て世帯臨時特別給付金をはじめ町独自の子育て世帯応援給付金を支給しておりましたが、8月末時点でそのほとんどを終了しており、残る未申請の方には、あらためて申請を促しているところです。7月下旬からは国の追加措置として、ひとり親世帯臨時特別給付金制度により支給が行われております。

また、この度の補正予算に町独自の追加支援として、新生児特別給付金を計上させていただきました。この給付金は国が行った特別定額給付金一人10万円の基準日、4月27日の翌日から今年度中に誕生されたお子さんに対し一人当たり10万円を支給するものです。いまだ予断を許さないコロナ感染症に対し、大事なお子様の成長や少しでもゆとりのある生活に役立てていただければと願うところですので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、保育園関係についてです。

3月議会において土曜保育の条例改正についてご承認いただいたところですが、コロナ感染症の影響による登園自粛等のため開始の時期が遅れており、ようやく今月（9月）から受け入れを始めているところです。運用としましては、事前申請による申し込み状況により保育士を配置し対応することといたしております。保育環境については、今後も保護者の声を聴くと共に土曜保育の趣旨を共有しながら、よりよい保育の充実に努めてまいります。

次に子育て世代包括支援センター設置についてであります。

地域の特性に応じ妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的に、この10月からこども・健康推進課に『阿賀町子育て世代包括支援センター』を設置いたします。これは、妊娠・育児に不安を抱える家庭が増え、乳幼児の虐待が問題になっている中で、国が市町村に対し、子育て世帯への包括的な支援を行うため、令和2年度末までの設置を努力義務として全国展開を目指したものであります。

業務内容はこれまでと大きく変わりませんが、支援センターの設置を明確にした中で母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供により、町民がこれまで以上に安心して妊娠・出産・子育てができるよう、一人ひとりに対し丁寧な取り組みを行ってまいります。

次に、高齢者福祉施策関連についてであります。

コロナ感染症拡大防止の観点から休止していましたが「らっくり体ケア教室」「認知症カフェ」等の各事業、また、町内の高齢者や子ども達の見守り活動等に尽力いただいている民生委員児童委員の個別訪問等の活動について、厚生労働省の示す「社会福祉施設における感染防止のための留意点」に沿った対策をとりながら7月始め頃から順次再開しております。高齢者の引きこもりが問題視される中で、地域で孤立する方を作らないよう、「新しい生活様式」を意識しながら交流活動等を進めてまいりたいと考えております。

きりん荘については、7月末現在入所者70名で満床となっております。感染防止の観点から対面での面会を禁止しているため、町内の方及び来訪者はテレビ電話を利用した面会を行っています。コロナ感染症の収束がみえない中、県外からの面会希望にも対応できるよう、タブレットを利用したりリモート面会が可能となるシステムの整備について、この定例会議に補正予算を計上させていただきましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、観光関係であります。

お盆の恒例行事となっております、ふるさと上川ふれあい祭りや鹿瀬地域の花火大会等につきましては、コロナ感染症の影響から全て中止となり、帰省された方も例年に比較すると著しく少なかったようです。一刻も早いコロナ感染症の収束を願うとともに、来年は例年のような賑やかなお盆となるよう祈念しているところであります。

次に直営温泉の利用状況についてであります。

ご承知のとおり、みかぐら荘、清川高原保養センターについては昨年10月から、赤湯と青少年旅行村につきましては本年7月から直営化いたしました。昨年との比較で、コロナ感染症による影響から利用者が大きく減少している状況であります。まず、みかぐら荘と清川高原保養センタ

一の昨年6月から7月末までの同時期と比較しての利用者利用率についてであります。みかぐら荘が4,932人で27%減、清川高原保養センターが6,789人、13%減でありました。赤湯と青少年旅行村につきましては7月と8月の比較になりますが、赤湯が3,704人、50%減、旅行村につきましては322人、60%減、となっております。各施設とも、消毒薬剤の設置やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保をお願いしながら運営しており、特にお盆の期間中は利用者の検温も実施しながら感染症対策を講じたところです。

なお、株式会社上川温泉とのその後の協議の状況でございますが、現在、双方とも代理人による協議を進めているところであり、進捗があり次第、逐次議会に報告してまいります。

次に、商工関係であります。

町独自の緊急経済対策事業の状況についてであります。この対策には、町各商工会や町観光協会からご協力をいただきながら、各種対策事業を実施していることはご承知のとおりであります。

まず、商工会員を対象とした経営持続支援特別給付金の状況ですが、8月末現在で均等給付10万円の申請件数は、350件、全会員数の93.3%の事業主の皆さんから申請がなされたところであります。また、国の支援制度の対象外となる減少率割給付の申請は24件となっております。合計で3千655万円の支援をしたところであります。

プレミアム飲食券発行事業補助金につきましては、町内の飲食店46店舗参加のもと、8月末現在で8,219セット、4千109万5千円分の販売状況で、販売予定数量の82%の実績となっております。

今後につきましても、宿泊施設利用促進補助金や感染症予防対策促進補助金など継続している事業もございまして、商工業や旅館等の観光業の支援に努めてまいります。

次に、感染症予防対策促進補助金は34件、293万5,815円となっております。8月末までに設置購入したものが対象としたところですが、機器の生産が追いつかない現状もあり、今後も申請が見込まれますので期間

の延長等柔軟な対応をとってまいります。

次に、雇用確保対策特別助成金につきましては、現在4件の申請があり、計200万円を4事業者に交付済み及び交付予定であり、今後につきましても町無料職業紹介所と連携をしながら、コロナ感染症の影響で失業された方の雇用の確保促進に努めます。

次に、広報8月号でもお知らせをしているところですが、9月1日の宿泊から対象としている宿泊施設利用促進補助金についても、新聞等を通じて利用促進に努めてまいります。

次に農林業関係についてであります

阿賀町の水稲生育状況につきましては、長雨と日照不足の影響でやや草丈が長く、倒伏が懸念されてはおりますが、全体的にはおおむね順調です。全国の作況指数は98の「やや不良」ですが、新潟県は99の「平年並み」であり、このまま天候が安定いたしますと、さらに良くなる可能性もございます。

なお、今年度JAの米仮渡し金は、60kg当たり14,000円で、昨年度比1,000円の減額となっております。梅雨の不安定な気候や、コロナ感染症が農業に及ぼす影響に多くの心配を寄せられておりますが、町といたしましては、県農業普及指導センターほか関係機関と連携協力し、農業への影響を最小にとどめるよう必要な情報の収集に努め支援をしてまいります。

中山間地域等直接支払制度の交付金につきましては、今年度新たに5期対策としてスタートいたしますが、従来は集落ごとに行っていた共同作業や事務作業を広域的に連携することによって、新たに交付金の加算が受けられることから、生産者の負担軽減など持続的な地域農業の基盤作りに取り組んでまいります。また町が作成いたしました「人・農地問題解決加速化支援事業計画」が承認され、関連予算を補正計上させていただいておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に害獣対策につきましては、大型オリ2基を設置して、サルを駆除を進めておりますほか、銃器等の使用が可能な地域では、報償金制度の活用による駆除も実施しております。駆除頭数は昨年同時期より多く駆除しておりますが、今期はサルもイノシシも大幅に個体数が増えており、顕著な被害軽減効果が見えるまでには至っておりません。また、新聞報道にもあ

りましたとおり、今年もツキノワグマのエサとなる山の実りが不作であると予想されておりますので、猟友会ほか関係機関と連携を図り、人身被害の防止に努めてまいります。

次に道路関係であります。

5月7日から始まりました国道459号文月トンネル拡張工事におきましては、迂回路となる県道鹿瀬日出谷線の狭隘な道路状況に対し、多くのご意見、ご要望が寄せられております。町としましても県道路管理者と連携し、可能な限りの対策を講じるとともに、利用者や日出谷、豊実地区の皆さんへ工事の進捗状況等の情報を提供するなど、道路改良に対するご理解とご協力が頂けるよう対応しているところであります。現在の進捗状況では予定通り11月末で通行可能となる模様です。

次に、河川関係であります。

平成29年度以降、広域河川改修事業で進められる「釣浜、平堀、栃堀地区」、平成30度からの「京ノ瀬、角島、麒麟橋、津川、姥堂川地区」に引き続き、令和元年東日本台風により再度被災した6地区、「大牧、麒麟山温泉、深戸、中岩沢、夏渡戸、実川島地区」を「阿賀野川圏域河川整備計画」に沿って事業着手したところでありますが、現在、地形測量を終え、設計に入る段階と聞いております。計画策定においては関係機関である国道管理者、JR、農地管理者等との調整が必要なことから難易度が高く、時間がかかることも予想されておりますが、年度末までに間に合わせたいとの方針を新潟県から伺っております。

次に、上下水道関係であります。

阿賀町合併後の3回目となる水道料金の改定につきましては、8月上旬に料金改定案のチラシを全戸配布し、テレビ電話及びホームページにおいて周知を行っているところであり、希望区を対象といたしました説明会を11月下旬まで行う予定をしております。

ホームページでの周知に合わせ水道使用者様からのパブリックコメントを募集しており、説明会に合わせて結果を公表する予定としており、引き続き水道料金改定の必要性などご説明させていただきたいと考えております。

次に、消防関係についてであります。

8月26日、鹿瀬区で住宅一軒が全焼する火災が発生いたしました。被

災された方にはお見舞い申し上げますところであります。人的被害や他への類焼がなかったことは不幸中の幸いであり、消火にご尽力、ご協力いただいた消防団はじめ近隣にお住まいの皆さんには深く感謝を申し上げます。

消防団関係の報告であります。

今年はコロナ感染防止の観点から行事、会議等は延期や中止または書面会議としておりましたが、7月17日の五泉・東蒲地区支会の臨時理事会で今後さらに12月末までの行事、会議等は中止と決定いたしました。そうした中ではありますが、新庁舎の内覧会につきましては9月5日(土)、6日(日)に町民を対象に実施いたしました。大勢の方からご来場いただき新庁舎をご覧いただいたところです。

予防活動としては、阿賀町独自の夏の火災予防運動を8月1日から8月7日までの1週間実施いたしました。この期間中に三川地区白崎区で三川児童クラブの児童32名と拍子木を響かせ、防火パトロールを実施し、地域住民へ火災予防を呼びかけました。不幸にも先日住宅火災があったことは先ほども報告いたしましたところでありますが、今後も予防消防の徹底を図り、安全、安心に暮らせる町づくりを目指し努力してまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係であります。

町内小・中学校の近況についてであります。感染防止による休業した授業日数・時数を回復するため、夏休みを5日短縮し8月24日から2学期を始業いたしました。今のところ、子供たちは元気に登校しており、まずは一安心しております。修学旅行と運動会の実施については、1学期開催から延期した学校も含め小・中学校ともに全て2学期の開催となる予定であり、すでに実施した学校も含めそれぞれ開催する運びとなっております。

次に、阿賀黎明高校の魅力化についてであります。

今年度から力を入れております阿賀町みらい留学推進事業について、こちらもコロナ感染症の影響から、東京等で一堂に会しての募集イベント開催方式から、インターネットを利用した方式へと変更され、7月25・26日の土曜・日曜日の第1回をかわきりに、11月上旬まで開催される運びとなっております。

なお、現在までに6組の現地見学会の申し込みがあり、さらに随時受け

付けております。今後は、町外留学生の受け入れを視野に準備を進めてまいります

次に、社会教育関係であります。

文化財関係であります。文化庁の「国宝重要文化財等保存・活用事業」により、昨年度から2カ年計画で、国指定重要文化財「平等寺薬師堂」の保存修理事業を実施しております。本年度は、茅葺屋根を一旦全て解体し、新たな山茅（やまかや）で葺き替えをする「茅葺屋根葺き替え工事」を4月から開始しており、11月末に完了する予定となっております。

次にボート関係であります。

津川漕艇場の県艇庫前の棧橋につきましては、本年秋までに復旧できる見込みとなっております。なお、復旧までの間の仮設棧橋の設置につきましても設置工事が完了し、阿賀黎明高校ボート部、ジュニアボートクラブの活動が支障なく行われておりますことをご報告させていただきます。

最後に、本9月定例会議で上程させていただきます案件は、

認定第1号「令和元年度阿賀町各会計歳入歳出決算の認定について」の認定1件、

報告第15号「令和元年度阿賀町健全化判断比率の報告について」ほか決算関係の報告3件、

一般会計と5つの特別会計の補正予算の議案6件、

条例の一部改正の議案2件、

町営土地改良事業に係る議案2件の合計14議案となっております。

各案件につきましては、それぞれ提案理由の中で、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては、内容を精査の上、満堂のご決定を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。令和2年阿賀町議会9月定例会議の行政報告といたします。

ありがとうございました。